

## 第22期第12回檜山海区漁業調整委員会 記録

### 1 開催の日時及び場所

日 時 令和5年3月13日 14時  
場 所 江差町 檜山振興局 3階 301号会議室

### 2 出席委員氏名

工藤 幸博、花田 英一、成田 直彦、厂原 勝彦、田畑 明、加藤 元、  
水野 諭、久貴谷 英二、田中 義人、松崎 敏文、石橋 満、市山 智敏、  
齊藤 誠、辻 裕樹、工藤 智司  
(欠席委員氏名：水野 諭)

### 3 臨席者氏名

檜山振興局産業振興部水産課 中野水産課長、板谷漁業管理係長、土門技師

### 4 事務局氏名

荒井事務局長、駒形主事

### 5 議事事項

議案第1号 第8次共同漁業権及び第15次区画漁業権の漁場計画振興局最終案  
について  
議案第2号 特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の  
当初配分案等について(答申)  
議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について  
(答申)

### 6 議事の顛末

荒井局長： ただ今より、第22期第12回檜山海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、工藤会長からご挨拶申し上げます。

工藤会長： 挨拶(略)

荒井局長： 本日の委員会にご臨席いただいている来賓をご紹介します。  
檜山振興局水産課の中野課長、板谷漁業管理係長、土門技師です。  
この後は、工藤会長に会議を進行していただきます。  
会長から出席人員の報告をお願いします。

工藤会長： 人員報告をいたします。

工藤会長： 本日の出席委員は、委員定数15名中14名の出席で規定数を満たしている  
ので、委員会は成立いたします。

荒井局長： 続いて、議事録署名委員の選出をお願いします。

工藤会長： 議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、花田委員と工藤智司委員をお願いします。  
それでは、議事に入ります。

議案第1号の「第8次共同漁業権及び第15次区画漁業権の漁場計画振興局最終案について」を上程します。

事務局から説明させます。

荒井局長： 議案第1号の「第8次共同漁業権及び第15次区画漁業権の漁場計画振興局最終案について」ご説明します。

資料1-1をご覧ください。

令和5年3月2日付けで檜山振興局長から当海区に振興局最終案の協議がありました。

共同漁業権と区画漁業権の漁場計画につきましては、これまで、切替小委員会や本委員会で草案、素案についてご審議いただき、水産林務部長に提出して協議を行っていたところ、今般、素案に対する回答があり、了解が得られたことから、最終案の協議となったところでございます。

それでは、その回答と最終案についてご説明します。

資料1-1の2ページから6ページまでが共同漁業権、7ページから11ページまでが区画漁業権の回答となっており、回答は、漁業権ごとにこれまで行ってきた草案や素案の協議の内容やその対応、道の回答の経過が記載され、一番右の欄に素案に対する回答が記載されております。

回答は、共同漁業権、区画漁業権とも全て「特段支障なし」となっております。

最初に共同漁業権についてです。

資料1-2をご覧ください。

1ページには第一種共同漁業権、2ページには第二種共同漁業権、3ページには第二種共同漁業権の条件の内容を記載しておりますが、漁場計画の内容は、素案から変更はありません。

現行と全て同じ内容となっております。

今回、資料に漁場図を添付しておりませんが、漁場の区域についても素案と同じ区域となっております。

次に区画漁業権についてです。

資料1-3をご覧ください。

1ページから3ページに記載の21の区画漁業権の漁場計画の内容についてですが、北海区第2号の漁場区域以外は、素案から変更はありません。

北海区第2号の漁場区域についてですが、1月26日開催の第11回檜山海区で素案のご審議をいただき道に提出した後に、ひやま漁協から変更要望がありました。

4ページの漁場図をご覧ください。

素案では、下の漁場図の斜線部分を削除するということでご決定いた

荒井局長：だきました。が、斜線部分を削除した後の下（岡側）の線が複雑になることから、漁場管理しやすいよう上の漁場図のとおり右下の点4から左下の点1を結ぶ直線にしたいという要望でございます。

他種漁業との調整上の問題はないとのこと。

今回、資料に漁場図を添付しておりませんが、その他の漁場の区域は、全て素案と同じ区域となっております。

共同漁業権については素案と同じ内容で、区画漁業権については、素案の内容から1点（漁場区域）の変更をもって、漁場計画振興局最終案としたいという内容でございます。

以上、簡単ですが、議案第1号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

工藤会長：事務局の説明が終わりました。  
これより審議に入ります。  
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同：ありません。

工藤会長：議案第1号の振興局最終案について異議のない旨、決定してよろしいですか。

委員一同：異議ありません。

工藤会長：それでは、そのように決定します。

これで、共同漁業権と区画漁業権の最終案の協議が終わりましたが、来月には漁場計画の原案が諮問され、公聴会を開催することになります。

公聴会の開催については、公聴会に関する規程により委員会の決議が必要となります。

この場で、公聴会の開催について提案したいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

委員一同：はい。

工藤会長：ご賛同を得ましたので事務局から説明させます。

荒井局長：第8次共同漁業権及び第15次区画漁業権の漁場計画に係る公聴会の日程（案）について、ご説明します。

ただ今、お配りしました資料1-4をご覧ください。

公聴会は、前回と同じく管内3箇所で、4月中旬から5月上旬の間に開催したいと考えております。

1日目ですが、午前10時から乙部町みなと交流館で開催、参集地区は、上ノ国地区、江差地区、乙部地区、熊石地区です。

午後2時からひやま漁業協同組合瀬棚支所で開催、参集地区は、北檜山地区、大成地区、瀬棚地区です。

- 荒井局長： 2日目ですが、午後3時半から ひやま漁業協同組合奥尻支所で開催、  
参集地区は、奥尻地区です。  
フェリーが欠航の場合は、延期します。  
公聴会の出席委員は、工藤会長と資料に記載の委員の皆様と考えてお  
りますが、日程が決まりましたら、改めて個別に相談させていただきます  
す。  
このような形で開催したいと考えておりますが、最終の決定につつま  
しては、会長にご一任くださるようお願いいたします。  
以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。
- 工藤会長： 事務局の説明が終わりました。  
ご意見、ご質問はありませんか。
- 委員一同： ありません。
- 工藤会長： 公聴会の開催は、事務局の案のとおりとし、日程等の決定は、会長一  
任ということによろしいですか。
- 委員一同： 異議ありません。
- 工藤会長： それでは、そのように決定します。  
次に、議案第2号の「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁  
獲可能量の当初配分案等について」を上程します。  
事務局から説明させます。
- 荒井局長： 「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配  
分案等について」、北海道知事から諮問がありましたので、資料に基づき  
説明します。  
資料2をご覧ください。  
1ページは知事からの諮問文となっております。  
諮問の内容は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源  
(クロマグロ、スケトウダラ、スルメイカ)に関する令和5管理年度に  
おける漁獲可能量を2ページの別紙1のとおり定めるため、同条第2項の  
規定に基づき、当委員会の意見を聴くものであります。  
また、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、  
4ページの別紙2の取扱いとするため、同条第5項において準用する第  
2項の規定により、併せて当委員会の意見を聴くものであります。  
最初に、令和5管理年度のTAC及び配分について、ご説明します。  
2ページの別紙1には、知事が定め公表しようとする知事管理漁獲可能  
量案をお示ししておりますが、詳細につきましては、6ページの令和5  
年のTACについてでご説明します。  
これは、2月13日開催の「水産政策審議会 資源管理分科会」を経  
て国から示されたTACの当初配分に基づき、「北海道」に定められた数  
量の概要を示したものです。

荒井局長：最初にスケトウダラ太平洋系群ですが、MSYを達成する親魚量は228,000トンのところ、2021年の平均親魚量は457,000トンでMSYを上回る資源状態となっております。

令和5管理年度のTACは、令和3年から令和5年まで固定となっているため、大臣管理への配分は前年と同じ99,700トン、知事管理への配分も前年と同じ69,100トンとなっております。

次に、日本海北部系群ですが、MSYを達成する親魚量は380,000トン、2021年の平均親魚量は103,000トンで限界管理基準値を下回る資源状態となっておりますが、資源評価の結果、親魚量が増加したことにより、資源管理基本方針の漁獲シナリオに基づき算定され、大臣管理への配分は前年から4,200トン増の8,300トン、知事管理へ配分は前年から3,500トン増の6,900トンとなっております。

次に、オホーツク海南部及び根室海峡の両海域についてですが、ロシア水域とのまたがり資源であることから、MSYは算定されておらず、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量が算定されております。

令和5管理年度のTACは、いずれも前年と同じくオホーツク海南部の漁獲可能量は58,000トン、そのうち知事管理への配分は「現行水準」、根室海峡の漁獲可能量は15,000トンで、全量が知事管理量となっております。

次に、スルメイカについてですが、冬季発生系群と秋季発生系群がありますが、TAC管理上は、全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。

冬季発生系群のMSYを達成する親魚量は、234,000トンのところ、2021年の親魚量は48,000トンで、限界管理基準値を下回る資源状況、また、秋季発生系群のMSYを達成する親魚量は、329,000トンのところ、2021年の親魚量は239,000トンと目標管理基準値を下回る資源状態となっております。

スルメイカは、令和4管理年度から3年間の漁獲量固定シナリオが採択されており、令和5管理年度は令和4管理年度と同様に、両系群の合計値の79,200トンが令和5年のTACとして設定されています。

大臣管理への配分は前年と同じ49,900トン、知事管理への配分も前年と同じ5,600トンとなっております。

クロマグロについては、別途ご説明いたします。

次に、資源ごとの道内配分の考え方についてです。

7ページの「すけとうだら」をご覧ください。

檜山管内に関係する部分のみご説明します。

資料の下に記載の「北海道漁獲可能量」の表の左側の「日本海」をご覧ください。

日本海北部系群は、知事許可漁業である「すけとうだら固定式刺し網漁業」と「すけとうだらはえ縄漁業」に数量配分し、待網漁法である定置網漁業などの「その他漁業」には「現行水準」としています。

「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分は、「令和2年までの

荒井局長：直近3カ年の平均採捕量比率」と「前年当初TACの配分比率」を1：1で案分した比率により、「すけとうだら漁業」は5,560トンと  
しています。

次に、10ページの「スルメイカ」をご覧ください。

スルメイカは、令和4管理年度から数量明示による管理へと移行しましたが、引き続き、海域や漁業種類によって管理区分を分けない総量管理とし、5,600トン全量を「北海道するめいかを採捕する漁業」に配分しております。

なお、昨年度に「現行水準」から数量明示となった経緯や、漁獲が積み上がった際の国の留保からの自動配分等については、14ページの資料1-7に詳細を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

続きまして、クロマグロについてご説明します。

11ページをご覧ください。

クロマグロについては、令和4管理年度にこれまでのTACを遵守することを重視した管理から、TACを有効利用する管理へと見直しを行い、令和3管理年度まで詳細に分けていた管理区分を、小型魚、大型魚それぞれで一つの管理区分による総量管理とし、法に基づく認定協定において海域別の管理を行う体制としております。

このため、令和5管理年度のTACは、国から示された北海道の漁獲可能量、小型魚17.6トン、大型魚319.6トンをそれぞれ全量を「くろまぐろを採捕する漁業」に配分することとしております。

小型魚につきましては、過去の超過分の残り123.2トンを当初配分の128トンから差し引き、差し引き後は4.8トンとなりますが、混獲管理用として国の留保から12.8トンが暫定的に追加され、17.6トンの配分となっております。

12ページをご覧ください。

令和4年と令和5年の配分量が比較できる表を添付しておりますので、参考としてください。

また、13ページの令和5管理年度くろまぐろ漁獲可能量の設定及び配分については、北海道の管理区分の考え方などが記載されておりますので、後ほどお目通し願います。

最後に、資料の4ページの別紙2をご覧ください。

国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更については、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区の意見を聴くこととされておりますが、これまで、まいわし太平洋系群、くろまぐろ（小型魚と大型魚）、すけとうだら（太平洋系群と日本海北部系群）、するめいかの漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響がでないよう配分の迅速性を確保するために、事前に関係海区の同意を得ておくことで、事後報告で対応してきたところです。

2の今後の取扱いをご覧ください。

檜山に関係する部分のみ説明します。

5ページの上から2行目の(2)のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る国からの追加配分及び融通については、全量を「北海道くろまぐろ漁業」から加除することとしております。

荒井局長：（４）のすけとうだら日本海北部系群の繰越しに係る漁獲可能量の追加配分については、全量を「北海道すけとうだら日本海漁業」に配分することとしています。

（５）のすけとうだら太平洋系群と日本海北部系群に係る融通に伴う配分数量の変更については、全量を北海道の留保枠としています。

（７）のするめいかに係る国の留保からの追加配分及び融通については、全量を「北海道するめいかを採捕する漁業」から加除することとしており、これらは、いずれも北海道資源管理方針の別紙の規定に基づく、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、令和５管理年度につきましても関係海区には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

以上で、諮問の内容の説明を終わらせていただきます。

委員会です承いただけましたら、本日付けで答申したいと考えております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

工藤会長：事務局の説明が終わりました。  
これより審議に入ります。  
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同：ありません。

工藤会長：諮問の内容について異議のない旨、知事に答申してよろしいですか。

委員一同：異議ありません。

工藤会長：それでは、そのように決定します。

次に、議案第３号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程します。

振興局から説明をお願いします。

板谷係長：議案第３号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」ご説明します。

改正漁業法により、知事許可漁業は、操業区域や許可等すべき船舶の数等の制限措置を定め、この制限措置とともに申請すべき期間などを公示した上で許可をすることとなっており、この「制限措置」「申請期間」「許可の基準」を定めるときには、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりまして、今後新たに更新を迎える漁業許可に係る制限措置等の案について、この度、意見を聞くものであります。

資料３をご覧ください。

令和５年２月１０日付け漁管第２２９９号が諮問文となっておりまして、対象の漁業は、北海道沖合海域における「いか釣り漁業の道内者」、「いか釣り漁業の道外者」と「いるか突棒漁業の道内者」の許可となっ

板谷係長：ております。

いか釣り漁業の許可は本年6月、いるか突棒漁業の許可は本年8月に一斉更新を迎える漁業であります。

諮問内容の「制限措置の内容及び申請すべき期間について」ですが、実際に公示する内容の案が資料1として、いか釣り漁業道内者が4ページから8ページまで、いか釣り漁業道外者が9ページから12ページまで、いるか突棒漁業が13ページに添付しております、資料左の欄から、

- (1) 漁業種類は、いか釣り漁業といるか突棒漁業
- (2) 操業区域は、いか釣り漁業の道内者は操業海域の組み合わせにより30区分、いか釣り漁業の道外者は操業海域の組み合わせにより12区分、いるか突棒漁業は北海道沖合海域です。
- (3) 漁業時期は、いか釣り漁業は操業海域により異なりますが基本的には毎年6月1日から翌年1月31日まで、いるか突棒漁業が9月1日から10月31日まで、及び5月16日から6月15日までとなっております。
- (4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は
  - ・ いか釣り漁業（道内者）が1, 115隻  
（うち道南太平洋海域が一番多く644隻）
  - ・ いか釣り漁業（道外者）が345隻  
（うち道南太平洋海域が一番多く219隻）
  - ・ いるか突棒漁業が6隻となっております。
- (5) 船舶の総トン数は、いか釣り漁業が30トン未満、いるか突棒漁業が20トン未満となっております。
- (6) 漁業を営む者の資格は、
  - ・ いか釣り漁業（道内者）は北海道に住所を有する者で操業区域に面する港に所在する漁協の陸揚同意が得られている者
  - ・ いか釣り漁業（道外者）は所属各県に住所を有する者で操業区域に面する港に所在する漁協の陸揚同意が得られている者
  - ・ いるか突棒漁業は、北海道に住所を有する者となっております。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、いか釣り漁業が、道内者・道外者とも令和5年3月28日から令和5年4月27日まで、いるか突棒漁業が令和5年5月30日から令和5年6月29日までとなっております、備考欄には、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可にあたっての条件を記載しております。

各漁業ごとの許可等に関する制限措置等の取扱いの詳細については、「いか釣り漁業の（道内者）」については14ページ以降、「いか釣り漁業の（道外者）」については23ページ以降、「いるか突棒漁業の（道外者）」については32ページ以降に添付してお



板谷係長：りますので、後ほどお目通し願います。

以上、簡単ですが、議案第3号の説明を終わります。  
ご審議のほど、よろしくお願い致します。

工藤会長： 振興局の説明が終わりました。  
これより審議に入ります。  
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 諮問の内容について異議のない旨、決定してよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。  
以上で、本日の委員会の議事は終了です。  
ご意見などが無ければこれで閉会したいと思います、よろしいでしょうか。

委員一同： （意見等なし）

工藤会長： それでは、本日の委員会は、これをもちまして終了します。